

地域建設業経営強化融資制度の概要

1. 制度の目的

建設企業が公共事業発注者に対して有する工事請負代金債権(未完成部分を含む。)の流動化を促進することにより、建設企業の金融の円滑化を促進

(1)建設企業のメリット

資金繰りの改善、経営力等の強化を図ることによる経営基盤の安定化

(2)事業協同組合等又は一定の民間事業者のメリット

工事請負代金債権の譲渡を担保とすることから、ほとんどリスクなく融資を実行

(3)発注者のメリット

建設企業の資金繰りの改善、経営力・施工力の強化に資することにより、工事の適正な施工を確保

2. 対象企業

公共工事を受注・施工している中小・中堅建設企業

(資本金20億円以下又は従業員数1500人以下。以下「建設業者」という。)

3. 対象工事

和歌山県が発注する工事(ただし、低入札による工事を除く)。

また、債務負担や繰越により複数年度にわたる工事で最終年度でない工事を除く。

4. 手続きの流れ

公共工事を受注・施工している建設業者は、工事請負代金債権を事業協同組合等又は一定の民間事業者(以下「民間事業者」という。)に譲渡。(工事完成前でも可)

- ・事業協同組合等又は民間事業者は、工事請負代金債権を譲渡担保に、建設業者に対して工事の出来高の範囲内で融資し、そのための資金を金融機関から調達。(財)建設業振興基金は、当該資金調達に対し債務保証を実施。
- ・保証事業会社の保証により、出来高を超える部分も含め金融機関から建設業者に対し融資を実施。
- ・事業協同組合等又は民間事業者及び保証事業会社は、工事完成後、発注者から支払われた工事請負代金から、事業協同組合等又は民間事業者の融資額及び保証事業会社の保証に係る融資額を精算の上、建設業者に残余を返還。

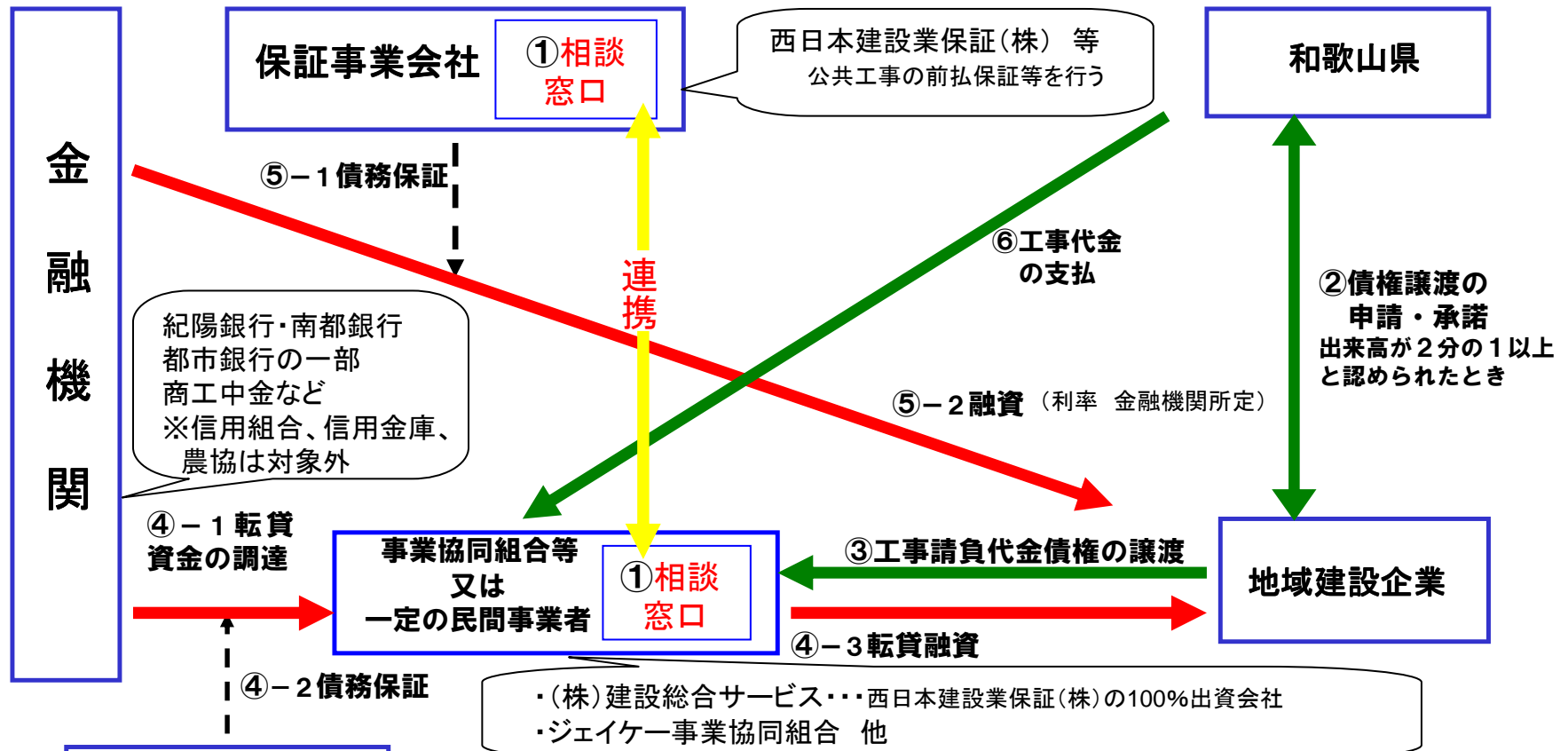
- | |
|--|
| <p>(1) 出来高の範囲内
事業協同組合等又は一定の民間事業者による転貸融資。
保証人不要。</p> <p>(2) 出来高を超える部分
保証事業会社による金融保証に基づく金融機関からの融資。
前払金を受けた工事が対象。 融資利率 金融機関の所定による。 保証人不要。</p> <p>保証範囲＝工事請負代金－(前払金、中間前払金、部分払金)
－(1)による転貸融資額)</p> |
|--|

5. 債権譲渡を承諾する時点

- ・当該工事の出来高が、2分の1以上に到達したと認められる日以降とする。
- ・なお、承諾に当たっての当該出来高の確認については、月別の工事進捗率等を記した簡易な工事履行報告書の受領をもって足りることとする。(出来高の査定ではない)

地域建設業経営強化融資制度

建設企業が公共工事発注者に対して有する工事請負代金債権について未完成部分を含め流動化を促進する等により、建設企業の金融の円滑化を推進。



(財)建設業振興基金

国と建設業者団体等からの拠出によって設立された法人

- ・(株)建設総合サービス・・・西日本建設業保証(株)の100%出資会社
- ・ジェイケー事業協同組合 他

※建設企業は事業協同組合等(一定の民間事業者)、保証事業会社のいずれかに相談

※建設企業は和歌山県の承諾を得て事業協同組合等(一定の民間事業者)に対する債権譲渡

※建設業振興基金の債務保証と保証事業会社の債務保証を合わせることで、出来高を超える部分を含め融資

地域建設業経営強化融資制度の具体的なイメージ

